

平成25年第3回立科町定例議会会議録

1. 招集年月日 平成25年9月18日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山 正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 橋本 昭	8番 山浦 妙子	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 小池美佐江	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳

総務課長 笹井恒翁 町づくり推進課長 青井義和

町づくり推進課企画調整幹 中村茂弘 町民課長 羽場幸春

農林課長 中澤文雄 建設課長 荻原邦久

教育次長 宮坂 晃 観光課長 岩下弘幸

たてしな保育園園長 真瀬垣妙子

代表監査委員 市川 泉 庶務係長 遠山一郎

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 長坂徳三 書記 伊藤百合子

散会 午後3時39分

議長（滝沢寿美男君） 本日、審議最終日となります。最後まで慎重なご審議を、よろしく願いをいたします。

これから、9月18日、本日の会議を開きます。

報告します。本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラから取材撮影を許可してあります。

ここで、笹井総務課長より発言を求められておりますので、発言を許します。笹井総務課長。
総務課長（笹井 茂君） それでは、9日の質疑の際に森本議員さんより質問をいただいております税関係の収入未済額と翌年度の調定額の差について、ご説明を申し上げます。

町民税につきましては、平成18年度以前の滞納分に係ります県民税の案分率の変更がございました。主な要因としては、この県民税の案分率の変更でございます。また、そのほかにも、過年度分の修正申告があった関係で減額になっております。それから、固定資産税につきましては、家屋が滅失、実際にはもう取り壊しをしてなかった家屋等の関係で減額が生じております。

以上でございますが、よろしく願いをいたします。

議長（滝沢寿美男君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第56号～日程第21 陳情第4号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第1 議案第56号 立科町一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第21 陳情第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情までの21件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。ただいま議題となっております案件については、各常任委員会に付託し審査されておりますので、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。

西藤努総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 西藤 努君 登壇〉

5番（西藤 努君） それでは、総務経済常任委員会審査報告を申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案5議案、認定5認定、請願1件、陳情1件の計12件であります。内容につきましては、審査経過の中で申し上げます。

2. 審査経過

本委員会は、9月9日に付託された標記案件について、9月11日、委員会を開催し、慎重に審査を行った大要は次のとおりです。

(1) 議案第56号 平成25年度立科町一般会計補正予算（第3号）について

歳入全款、歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費（消費者保護推進費、戸籍住民基本台帳費を除く）、【5款】農林水産業費、【7款】土木費、【12款】予備費。

歳入については、平成 24 年度決算による繰越金が確定したための増額、及びこれにより、当初予定していた財政調整基金からの繰入金を減額するとともに、事業進捗に伴う国・県補助金の交付額の確定等による補正が主なものでした。

歳出については、確当する全ての科目において、一般職の職員の給与条例改正に基づく給与の減額補正が計上されておりました。

【1 款】議会費、全会一致で可決しました。

【2 款】総務費、総務管理費では、電算管理経費で、職員が現在使用しているパソコンのサポート期限、サポート期間終了に伴う、更新のための備品購入費、財産管理費では、保育園統合に伴う、旧保育園の跡地利用が検討され、住民アンケート等の結果も踏まえた上で、旧三葉保育園を解体・撤去し、利活用を図っていくための工事費であるとの説明を受け、解体工事に当たっては、地域住民への説明や理解を求めながら進めることを要望しております。庁舎管理経費では、非常放送設備修繕工事費が計上され、法定点検により指摘された不具合を解消するための非常電源ユニット交換等であるとの説明を受けました。企画費では、立科町索道事業のあり方研究会議に係る補正、地域情報通信費では、NTT 柱の建て替に伴う、光ケーブルの移設工事の補正との説明を受け、全会一致で可決しました。

【5 款】農林水産業費の農業費では、有害鳥獣対策事業費としてくくりわなの購入に係る経費、人・農地プランで青年就農給付金に係る補正、林業費では、松くい虫防除対策として伐倒駆除に係る補正、町有林の支障木伐採に係る補正、土地改良費では農業水利施設整備点検に係る経費との説明を受け、全会一致で可決しました。

【7 款】土木費では、道路橋梁費で、小規模修繕料及び区画線設置工事費の増、下水道費では、下水道事業推進経費として下水道特別会計への繰出金の補正との説明を受け、全会一致で可決しました。

【12 款】予備費、全会一致で可決しました。

(2) 議案第 60 号 平成 25 年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について前年度繰越金の確定及び職員給与減額措置に伴う補正との説明を受け、全会一致で可決しました。

(3) 議案第 61 号 平成 25 年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

管路施設改修に伴う汚泥引抜料の補正との説明を受け、全会一致で可決しました。

(4) 議案第 62 号 平成 25 年度立科町水道事業会計補正予算（第 2 号）について収益的支出では職員の給与減額措置に、資本的支出では弁天神水源のフェンス延長に伴う補正との説明を受け、全会一致で可決しました。

(5) 議案第 64 号 平成 24 年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について全会一致で可決しました。

(6) 認定第 1 号 平成 24 年度立科町一般会計歳入歳出決算認定のうち、歳入全款、歳出のうち所管する款。

歳入については、町税、財産収入並びに使用料など、徴収努力は認められるものの、引き続き効率的で有効な徴収体制の強化を図り、自主財源の確保になお一層の努力を求めるとともに、入湯税については課税の公平性を要望し、歳入を認定しました。

歳出については、各科目で経費節減による支出抑制が認められました。また、大型事業として、地元木材をふんだんに使用した総合保育園が計画どおり完成し、子育て支援の拠点としての今後の事業展開に期待するものであります。職員一人一人が常にコスト意識を持ち、事務事業の検証、分析を生かした事業の推進に努めるよう要望し、全会一致で認定しました。

(7) 認定第6号 平成24年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決算認定について
全会一致で認定しました。

(8) 認定第7号 平成24年度立科町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
全会一致で認定しました。

(9) 認定第8号 平成24年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
全会一致で認定しました。

(10) 認定第9号 平成24年度立科町水道事業決算認定について
全会一致で認定しました。

(11) 請願第5号 免税軽油制度の継続を求める請願書
全会一致で採択しました。

(12) 陳情第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方財源確保のための意見書採択」に関する陳情
全会一致で採択しました。

3. 審査結果

本委員会に付託された案件は、審査の結果、一部要望等を付し、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、土屋春江社会文教観光常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈4番 土屋 春江君 登壇〉

4番（土屋春江君） 社会文教観光常任委員会、審査報告をいたします。

1. 付託案件

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

2. 審査経過

本常任委員会は、平成25年9月9日に付託された標記案件を審査するため、平成25年9月

10日、常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりであります。

(1) 議案第56号 平成25年度立科町一般会計補正予算(第3号)について

歳出のうち、【2款】総務費、総務費のうち消費者保護推進費、戸籍住民基本台帳費、【3款】民生費、【4款】衛生費、【6款】商工費、【9款】教育費

【2款】総務費のうち消費者保護推進費について

消費者行政活性化事業補助金を活用した高齢者向け啓発用リーフレットの作成との説明を受けました。

【3款】民生費について

児童福祉費では、子ども・子育て支援事業計画策定に伴う経費との説明を受けました。

【6款】商工費について

観光費では、車両及びボートの購入費確定による減額、東信州観光連盟解散による負担金の減との説明を受けました。

【9款】教育費について

施設管理費では、ふるさと交流館「芦田宿」の有効活用を図るための改修に係る工事請負費及び設計監理委託料との説明を受けました。

上記(1) 議案第56号 平成25年度立科町一般会計補正予算(第3号)について

【2款】総務費のうち消費者保護推進費、戸籍住民基本台帳費、【3款】民生費、【4款】衛生費、【6款】商工費、【9款】教育費、賛成多数で可決しました。

(2) 議案第57号 平成25年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
全会一致で可決しました。

(3) 議案第58号 平成25年度立科町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
全会一致で可決しました。

(4) 議案第59号 平成25年度ハートフルケアたてしな事業会計補正予算(第1号)について
全会一致で可決いたしました。

(5) 議案第63号 平成25年度立科町索道事業特別会計補正予算(第1号)について
全会一致で可決しました。

(6) 認定第1号 平成24年度立科町一般会計歳入歳出決算認定のうち、歳出のうち所管する款

【3款】民生費について

介護サービスでは、居宅介護や施設介護の現状と今後について、障害者支援事業では内容の説明を受け、災害時要援護者支援台帳の記載内容や手法等の検討を要望しました。子育て支援費では、児童館の利用者数や児童クラブの説明を受けました。保育所総務費事業費では経常経費との説明であり、保育所建設費では、少子化と多様化する保育ニーズに対応する機能を備えた施設が建設されたところであるが、今後はさらに質の高い保育に努めるよう要望しました。人権政策推進総務費の補助金については、人権活動団体への補助が主なものとの説明を受けました。

【4款】衛生費について

保健衛生費では、地域医療対策事業経費の負担金の内容、各種健診の効果、自殺対策事業の内容と件数、子宮頸がん予防接種への対応と接種事故の補償、清掃費では不法投棄の対応と件数、ごみ処理一般経費の内容の説明を受け、ごみの減量化について明確な目標を設定することを要望しました。

【9款】教育費について

教育総務費では特別支援教育の現状、公民館費では、図書館の来館者数や図書の貸出冊数等の利用状況、青少年育成費では育成活動に対する補助金の説明を受けました。体育施設費では、権現山運動公園の施設管理経費との説明を受け、施設利用状況の分析を行い、さらなる利用促進と野外設備ではAEDが使用できるよう配慮することを要望しました。史跡公園管理費の委託料では、松並木の赤松樹勢回復事業の説明を受けました。

上記、(6) 認定第1号 平成24年度立科町一般会計歳入歳出決算認定のうち、所管する款について、賛成多数で認定しました。

(7) 認定第2号 平成24年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について主要施策の成果等の説明を受け、全会一致で認定しました。

(8) 認定第3号 平成24年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について全会一致で認定しました。

(9) 認定第4号 平成24年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について保険給付費では、居宅サービスや施設サービスについての説明を受け、全会一致で認定しました。

(10) 認定第5号 平成24年度ハートフルケアたてしな事業会計歳入歳出決算認定について介護給付費について、居宅サービスや施設サービス内容、ハートフルケアたてしな会計の精算の説明を受け、全会一致で認定しました。

(11) 認定第10号 平成24年度索道事業特別会計決算認定について宣伝事業の効果を検証の上、さらなる経営努力を要望し、全会一致で認定しました。

3. 審査結果

以上、社会文教観光常任委員会に付託された案件について、慎重審議の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長（滝沢寿美雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、原案に反対の発言を許します。討論はありますか。8番、山浦妙子君。登壇の上、願います。

〈8番 山浦 妙子君 登壇〉

8番（山浦妙子君） 8番、山浦妙子です。

2020年に開かれる夏のオリンピックの開催都市に、東京が選ばれました。1964年以来、56年ぶり、二度目の開催となります。スポーツを通じて平和と友好を促進するオリンピックの精神の実現に努めることが、私たちにとっては大切であると同時に、私たちには国民の生活や環境と調和のとれた取り組みを進めていくことが求められます。

また、安倍首相は、オリンピックの総会の場において、東京電力福島第一原発事故の汚染水漏れについてコントロールされており、問題ないと国際公約を表明いたしました。国際的な場で述べた以上、その根拠を国際的にも、国民と国会の前にも明らかにして、責任を果たすべきものと考え、福島の皆さんを初め、国民の皆さんとともに、国に具体的な対策を、私は求めています。

それでは、反対討論に入ります。

平成25年第3回定例議会に上程されました25年度の補正予算の一般職の職員の給与について、給与支給額の3%の減額補正に反対するものであります。厚労省が発表した勤労統計調査においても、また景気ウォッチャー調査でも、賃金の伸び悩みに加えて、食料品の値上がりなど、生活必需品の値上がりが影響し、家計の実態は景気回復を実感するどころか、厳しい落ち込みが続いています。賃上げがデフレ不況打開の鍵だと言われている、このときに、地方公共団体が足を引っ張る事態は、逆行する事態で、異常であります。今回行われました自治体職員の給与減額は、即時中止することです。

この給与削減は、第1に、立科町職員93人が対象となっており、総額約760万円です。家のローンの支払や子育てにかかるお金など、家計にも大きな打撃となることも考えられます。税収もマイナスになり、民間の地域経済にも影響を与えるものであります。

第2に、地方公務員の賃下げは働く人たちの賃下げにつながるものであり、賃下げ競争を一層加速することになります。

第3として、これは国が賃金削減相当額を地方交付税から差し引いて支給するという、事実上の押しつけであり、地方自治への介入であります。地方自治の根幹にかかわる問題であるにもかかわらず、国の押しつけに屈した町の対応は到底認められるものではありません。

本来、地方交付税は地方固有の財源であり、国の恣意的なさじ加減にゆだねられるものではありません。町で行う防災・減災事業や福祉など、地域活性化事業等の標準的な行政サービス執行のために調整する財源を保障する機能を持っているものであります。その地方交付税を、国の政策目的達成のための手段として用いたことを認めるわけにはいきません。

以上の理由により、反対討論といたします。

次に、平成24年度の決算審査についての反対を述べます。

その理由は、ただ1つ、同和事業が継続して行われていることであります。人権教育費のうちの解放子ども会運営にかかわる経費と集会所事業委託料、それから人権政策推進費として部落解放同盟立科町協議会への補助金など、227万の事業について反対するものです。

平成14年3月で同和対策事業特別措置法が失効した後も、私たちの町では特定の地域への財政上の支援や事業上の特別扱いを継続してきたことによって、一般町民と同和地区という垣根がつくられてしまいました。今議会の常任委員会で、町が町民挙げて長い間、取り組んできた人権

学習が効果を上げ、町民の差別意識がなくなったことが検証報告されました。協議会の補助金が毎年40万円ずつ減額されてきた理由についても、協議会の上部機関の事業に伴う支出金が主なものとなっており、町の協議会単独事業の支出がなかったからとの説明がなされています。今こそ、行政が行ってきた同和事業の特別扱いとなる補助金の支出を止め、この垣根を取り払って、町の事業のあり方を根本的に正常化させる作業を来年度こそ行うべきと、私は考えます。

なお、歴史教育や社会教育の中で、今まで町民が一丸となって取り組んできた、一人一人の人権が輝く人権教育の取り組みについては今後も進めるべきと考え、これも申し添えて、私の反対討論といたします。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに発言はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言なしと認めます。

次に、原案に賛成の発言を許します。1番、榎本真弓君、登壇の上、願います。

〈1番 榎本 真弓君 登壇〉

1番（榎本真弓君）1番、榎本です。

平成25年第3回定例議会に提案されました議案、補正予算、認定などについて、賛成の立場で討論いたします。

今月8日、2020年夏季五輪・パラリンピックの開催地が東京に決定し、56年ぶりの開催に日本中が喜びに包まれています。立科町議会でも、第1回定例議会で東京招致を支援、協力する決議をし、市川監査委員にもご尽力いただき、猪瀬東京都知事にエールを送っていましたので、大変喜ばしい結果になったと思います。東日本復興支援のためにも、国と地方、地方と地方の結びつきを強めて、五輪開催の効果がオールジャパンに及ぶよう、ともに協力し、努めていきたいと思っております。

議案第56号から議案第63号については、平成25年度の各会計の補正予算であり、一般会計総額44億2,991万4,000円の補正となりました。中でも、国の要請による東日本の復興財源の一部にするための一般職の職員給与削減分は997万1,000円となり、職員のご協力に改めて敬意と感謝を申し上げるものであります。また、2款総務費、財産管理経費の旧三葉保育園解体工事は、空き保育園等の利活用アンケートの結果、住宅団地として跡地を利用すると説明があり、1757万1,000円の補正となります。

認定第1号から認定第10号までの各会計の決算については、主要施策の実績に伴うものであります。今年3回目となる地域活性化たてしな商品券事業については、課題もありますが、町内での経済効果の一助になっていると伺えます。

決算審査意見書の監査委員の報告に、この5年間、年々財政負担は軽減されているとあります。実質収支額は5億6,876万の繰り越しになりますが、自立を選択した立科町の暮らしや将来に欠かすことができないさまざまな施策に対し、限られた予算を効果的に執行し、積極的な取り組みを図られたことだと伺えます。

しかしながら、将来の安定財政も大事ですが、現在納税している町民の行政サービスが落ちることがないように、第4次計画期間の小宮山町政終盤に際して、より一層の努力を望み、賛成討論といたします。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに討論はありませんか。7番、橋本昭君。

〈7番 橋本 昭君 登壇〉

7番（橋本 昭君）7番議席、橋本です。

賛成の立場で討論いたします。

上程されました25年度補正予算の歳入は、24年度決算確定により、繰越金を5億6,800万円余に補正し、これにより計上されておりました財政調整基金繰入金3億円の減額、歳出では、先ほど反対討論で述べられました国家公務員に準じての職員給与の限定的減額措置についてであります。私も先の6月議会で反対いたしました。しかしながら、本提案は、6月議会にて、慎重討議の上、賛成多数で採決された結果として、粛々と執行することが行政運営であり、その他会計を含め、給与総額759万円余を減額補正することに賛成するものであります。

また、懸案でありましたふるさと交流館の利活用について、協議中とのことであります。大筋で立科町シルバー人材センターでの運営が決まり、町長の思いであります中山道のふるさと交流館という位置づけの有効利用を図るための改修費として870万円余の計上、拡大がやまない松くい虫被害に対しての防除対策として、県補助金304万円余を活用し、931万円余を補正に組み入れるものであり、また保育園跡地利用の町民アンケートを受け、三葉保育園跡地の宅地化を意図し、解体する工事費1,757万円余を計上するものであり、人口増につながる事業となることを期待し、その他、各会計を含め、的確な補正と認め、賛成するものであります。

24年度会計決算は、適正な予算執行がなされており、認定するものであります。一般会計の予算執行率が88.4%、行政施策により町民満足度が100%に近い結果としての多額な繰越金であるならば良としますが、直近の住民意識調査の結果を町民満足度の観点から、今後の行政運営に反映することが求められていると指摘しておきます。

また、本決算審議の質疑を通して感じましたことは、決算は職員、そして理事者が町民の満足度を高めるためにさまざまな施策を検討し、予算を立て、その予算に基づき、施策を適正に執行することに最大の注意を注がれた結果であります。執行された事務事業に対してどのような効果があり、当初の目標が達成できたのかという事務事業評価がなされていないということがあります。事務事業に対してのPDCAサイクルの意識を醸成するとともに、またその事務事業評価を町民に公表することが職員のスキルアップにもつながるものであり、今後の課題として提起いたします。

索道事業会計は、理由はともあれ、大幅な欠損と繰越欠損の増額という決算でありました。索道事業経営改善検討委員会からの答申のとおり、中長期的な観点からは、白樺高原再生の検討過程の中で、索道事業の再生を目指すよう、継続的な検討をする必要があります。

あわせて、スキー場オープンは3カ月後に迫っております。今、やらなければならないことは、

24年度事業の踏襲版である25年シーズンの事業企画を24年度事業結果から再検証し、新たな販売、誘客促進施策をゼロベースで早急に企画立案し、実行に移すことであり、このために索道事業にかかわる職員の皆様は当然のことながら、リフト、スノーマシンを担当される方々、そして地域事業者の全英知を結集するよう、もう待ったなしです。明日にでも戦術会議を開催することを提案し、賛成討論といたします。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、日程第1 議案第56号 平成25年度立科町一般会計補正予算（第3号）についての採決をします。

本案の採決は起立により行います。お諮りします。本案に対する両委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

事務局長、確認願います。

起立多数と認めます。よって、議案第56号 平成25年度立科町一般会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第57号 平成25年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第8 議案第63号 平成25年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの7件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号 平成25年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、議案第63号 平成25年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの7件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第64号 平成24年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号 立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10 認定第1号 平成24年度立科町一般会計歳入歳出決算認定についての採決をします。

本案の採決は起立により行います。お諮りします。本案に対する両委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

事務局長、確認願います。

起立多数と認めます。よって、認定第1号 平成24年度立科町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第11 認定第2号 平成24年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第19 認定第10号 平成24年度立科町索道事業特別会計決算認定についての9件を一括採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第2号 平成24年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第10号 平成24年度立科町索道事業特別会計決算認定についてまでの9件は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第20 請願第5号 免税軽油制度の継続を求める請願書の採決をします。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、請願第5号 免税軽油制度の継続を求める請願書については、委員長報告のとおり採択されました。

次に、日程第21 陳情第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情の採決をします。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、陳情第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情については、委員長報告のとおり採択されました。

◎日程第22 同意第4号

議長（滝沢寿美雄君） 次に、日程第22 同意第4号 立科町教育委員選任について同意を求める件を議題とします。

議案書の朗読を願います。長坂事務局長。

事務局長（長坂徳三君） 同意第4号 立科町教育委員選任について同意を求める件。

次の者を、立科町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所 立科町大字芦田1,094番地。

氏名 長岡義明。

生年月日 昭和 20 年 7 月 8 日。

住所 立科町大字桐原 597 番地 2。

氏名 飯島英一。

生年月日 昭和 38 年 3 月 9 日。

平成 25 年 9 月 18 日提出。

立科町長 小宮山和幸。

平成 25 年 9 月 同意。

立科町議会議長 滝沢寿美雄。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 本案について、提出者の説明を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） 立科町教育委員の選任について同意を求める件について、提案説明を申し上げます。

教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定によりまして、当該地方公共団体の長、被選挙権を有する者で、人格高潔で、教育・学術及び文化に関し見識を有する者の中から、私が議会の同意を得て任命することとなっております。

このたび、茂田井の竹城茂委員、山部の関淳子委員が任期満了となりますので、大字芦田 1,094 番地、長岡義明氏と、大字桐原 597 番地の 2 の飯島英一氏を候補者として推薦をいたします。

長岡さんは、望月高等学校卒業後、立科町農業協同組合に勤められ、その後、昭和 47 年にナガオカ製作所を創業され、以来、自社を優良企業に育てるとともに、卓越した識見とリーダーシップのもと、商工会長として地域の産業経済発展に先導的にご尽力をいただきました。また、スポーツマンでもあることから、青少年育成を初め、教育・文化を育てる活動に積極的に取り組まれており、委員として適任と考えております。

飯島さんは、長野大学を卒業後、社会福祉法人しらかばの会たてしなホームに就職をされました。平成 17 年からは、同施設の施設長として、温厚で明るく、積極的な行動力で施設運営に務められております。また、小学校の P T A 会長を歴任され、教育や人権に識見高く、加えて人望も厚い方であり、委員として適任であると考えております。なお、飯島さんは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 4 項の規定により保護者委員としてお願いするものでございます。

お二人の方には、新しい感覚で教育行政を推進していただきたいと考えておりますので、よろしくご審議の上、同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君）これから、本件について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、橋本昭君。
7番（橋本 昭君）飯島英一氏の認定の基準が、保護者委員ということで推薦されたということですが、
れども、現実、今、飯島英一氏は、保護者という立場では、どのような立場でおられるのか、
ご説明いただきたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君）塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君）それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

先ほど町長がご説明をいたしましたように、小学校ではPTA会長さんをお務めをいただきました。
現在は中学校に子供さんが在籍ということで、PTA活動にご協力をいただいております。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第4号 立科町教育委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。同意第4号 立科町教育委員の選任について同意を求める
件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

事務局長、確認願います。

全員起立です。したがって、同意第4号 立科町教育委員の選任について同意を求める件は、
これに同意することに決定しました。

◎日程第23 発議第9号

議長（滝沢寿美雄君）日程第23 発議第9号 日本国憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書の提出
についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。長坂事務局長。

事務局長（長坂徳三君）日本国憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書。

日本国憲法第96条には「この憲法の改正は各議員の総議員の3分の2以上の賛成で国会がこ
れを発議し、国民に提案して、その承認を得なければならない。この承認には特別の国民投票又
は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする」と定められて
いる。

日本国憲法は、国の基本的なあり方を定める最高法規であることから、改正される場合には国
会での審議や国民投票における国民相互間の議論において、慎重な議論が十分尽くされた上で改
正されることが求められ、一般法律よりも厳しい要件が定められている。改正の発議要件を3分
の2以上から、過半数に改正すると、日本国憲法の改正発議は一般法律並みに容易になり、簡単
に日本国憲法改正（案）を発議できることとなる。

また、日本国憲法改正手続きにおける国民投票についても、最低投票率の規定がない等の問題に手がつけられないまま、発議要件緩和の提案だけがなされるのは、本末転倒である。前の選挙で政府与党は圧勝したが国民が憲法改正を含む全てを白紙委任した訳ではない。よって立科町議会は憲法が平和主義、基本的人権の尊重等、国民の福祉と権利を守るために政府の暴走を監視規定するという近代立憲主義によって作られた最高法規であることに鑑み、政府が拙速な要件緩和を進めることに反対するものである。

以上地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 18 日。

立科町議会議長 滝沢寿美雄。

提出先、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、法務大臣様、外務大臣様、文部科学大臣様、厚生労働大臣様、防衛大臣様。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 本案について、提出者の説明を求めます。8 番、山浦妙子君、登壇の上、願います。

〈8 番 山浦 妙子君 登壇〉

8 番（山浦妙子君） 8 番、山浦妙子です。

発議第 9 号 日本国憲法 96 条の発議要件緩和に反対する意見書の提出について、提案説明を行います。

平成 25 年 9 月 18 日、本日、提出者山浦妙子、賛成者橋本昭により、立科町会議規則第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

今、政権与党と政界の一部に、日本国憲法第 96 条を改変し、憲法を改正しやすくしようとする動きがあります。私は、これが憲法と日本社会の根幹を揺るがす重大な問題であると考え、反対するものです。

日本国憲法制定の背後には、自由に物も言えず、時の強権と強権が振りまく虚偽を疑うことすら許されないまま、悲惨な戦争へと突き進んでいった戦前・戦中の歴史があります。国の内外に甚大な被害をもたらした、この苦い経験から、私たちは国家権力を握った人たちを勝手に振る舞わせてはいけないということを学んだのではないのでしょうか。この教訓から、日本国憲法は、その前文で主権在民をうたい、行政・立法・司法と、その立場に就いた者たちの、その時々と思惑と、権力者が支配的地位をいいことにして、わがままをどこまでも押し通すことを退けるとともに、平成の希求と人権尊重を定めた憲法に基づいた立憲主義の政治が行われることを明確に求めています。

第 96 条が憲法改正の要件として、衆・参議員の 3 分の 2 以上の賛成と、さらに国民投票による過半数の賛成を求めるという高いハードルを課しているのも、その重要な一環であります。ところが、今見られる第 96 条の改変の動きは、憲法改正を一般の法律と同じように、各議員の半数の賛成によって発議できるようにし、憲法、それ自体の内容を容易に変えられるようにするも

のであります。さらに、その先に、憲法の平和主義を変更し、言論・表現・結社の自由を制約することも視野に入れているものであります。

政治的に強い力を持った者たちが一方的に憲法を変えることを可能にする今回の動きは、いかなる問題であれ、多様な言論の中から合意をつくり上げていく主権在民の豊かな可能性を塞ぎ、立憲主義を否定することにつながると判断せざるを得ないものです。これは、単なる手続の問題ではなく、日本社会によりやく根づいた民主主義の根幹を危うくするものであります。よって、憲法第96条の改変に強く反対するものであり、議員発議として提出するものであります。国の各機関への意見書提出を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） ここで暫時休憩とします。再開は3時20分からです。

（午後3時5分 休憩）

（午後3時20分 再開）

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

これから討論を行います。討論はありませんか。1番、榎本真弓君、登壇の上、願います。

〈1番 榎本 真弓君、登壇〉

1番（榎本真弓君） 1番、榎本真弓です。

本日は、全て原稿があるわけではなく、私、初めてのこういう反対討論をいたしますけれども、話が前後してしまうかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

まず、最初に、一番驚きましたのは、今日議会最終日、その最終日のところに、いきなり反対をする意見書ということが出ました。この日本国憲法第96条発議要件緩和に反対する意見書、これに対して、私は反対の立場で討論いたします。

やはり、議会の中でいろいろ検討することもなく、いきなり本日出されたということは、なぜそういう拙速な動きをされたのかに疑問を感じました。

今回の96条の発議要件に関しましては、その改正手続を3分の2から2分の1に変えるということの要件を緩和することに、また反対をする意見書であります。私はこういう改正手続云々よりも、改正の内容が今のときに合うか、またいいか悪いか、いろんな議論がなされて、改めてその手続もその場で議論されて、検討されるのがいいんではないかと思っておりました。今回の提出に関しましては、非常に拙速だということと、今のその改正手続の内容に関しては一切触れておられませんので、その点に対して理解ができません。

また、この発議要件緩和に反対する意見書に関しましては、要件を緩和したほうが良いということを行っているのは一部の議員でありまして、政府としても、それがきちんと公式見解も出されておらず、それに対しての、ただ反対だけの意見書というのは、個人の意見であるならばまだしも、立科町議会としてのこの意見書を国へ送るということは、議会がもう全面的にこの意見に対して賛同しているということになりかねるわけですので、それを慎重に、やはり審議するべき

だと思えます。よって、本日出された、これをいきなりこの場で採決することに対して、非常に憤りを覚えていますので、反対討論といたします。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに討論はございませんか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

この採決は起立によって行います。お諮りします。発議第9号 日本国憲法第96条発議要件緩和に反対する意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

事務局長、確認願います。

賛成多数です。したがって、発議第9号 日本国憲法第96条発議要件緩和に反対する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 発議第10号

議長（滝沢寿美雄君）日程第24 発議第10号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。長坂事務局長。

事務局長（長坂徳三君）免税軽油制度の継続を求める意見書。

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、平成27年3月末で廃止される状況にある。

免税軽油制度とは、道路を走らない機械に使う軽油について、軽油投票税（1ℓあたり32円10銭）を免税するという制度で、農業用の機械や船舶、倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど、道路を使用しない機械燃料用の軽油は、免税が認められてきたものである。

スキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば、スキー・スノーボード等の冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難になるとともに、県内経済にも計り知れない影響を与えることとなる。

以上の主旨から下記の事項について強く要請する。

記 一、免税軽油の制度を継続すること。

地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出する。

平成25年9月18日。

内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、国土交通大臣様。

立科町議会議長 滝沢寿美雄。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）暫時休憩します。

（午後3時29分 休憩）

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

訂正をいたします。

お手元にお配りしました文書の中の免税に関しては、発議 10 号ということで訂正を願います。

意見書の朗読が終わりました。

本案についての提出者の説明を求めます。5 番、西藤努君。

5 番（西藤 努君） 5 番、西藤です。

ただいま、事務局長が朗読したとおりであります。よろしくご審議いただきまして、お認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第 10 号 免税軽油制度の継続を求める意見書は、原案のとおり決定されました。

◎日程第 25 発議第 11 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 25 発議第 11 号 これも発議 10 号を 11 号に直してください。「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。長坂事務局長。

事務局長（長坂徳三君） 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成 25 年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第 1 約束期間における温室効果ガス排出削減義務 6 %のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成 24 年 10 月に導入されたが、用途は、CO₂ 排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地

球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生することと共に、森林吸収源対策など地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記 自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出する。

平成25年9月18日。

内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、農林水産大臣様、環境大臣様、衆議院議長様、参議院議長様。

立科町議会議員 滝沢寿美雄。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 本案についての提出者の説明を求めます。5番、西藤努君。

5番（西藤 努君） 5番。

ただいま、事務局長が朗読されたとおりであります。よろしくご審議いただきまして、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔(なし)の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第11号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書採択に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 26 発議第 12 号

議長(滝沢寿美雄君)日程第 26 発議第 12 号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

本件については、各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午後 3 時 39 分 閉会)